



2019年8月27日

各位

会社名 株式会社キムラタン
 代表者名 代表取締役 清川 浩志
 (コード番号 8107 東証第1部)
 問合せ先 常務取締役 木村 裕輔
 (電話 078-806-8234)

第三者割当による新株式の発行及び第14回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2019年8月27日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による新株式の発行（以下、「本新株式発行」といいます。）及び第14回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

なお、代表取締役清川浩志は、特別利害関係人であるため、決議に参加していません。

1. 募集の概要

【本新株式発行に係る募集】

(1) 払込期日	2019年9月13日
(2) 発行新株式数	普通株式 6,451,000株
(3) 発行価額	1株につき31円
(4) 調達資金の額	199,981,000円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、清川浩志氏に全株式を割当てる。
(6) その他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

【本新株予約権発行に係る募集】

(1) 割当日	2019年9月13日
(2) 新株予約権の総数	48,370個
(3) 発行価額	総額5,030,480円（本新株予約権1個につき104円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：4,837,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 資金調達の額	149,947,000円
(6) 行使価額	1株当たり31円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、清川浩志氏に32,250個、株式会社大都商會に16,120個を割当てる。
(8) その他	当社は、割当予定先である清川浩志氏及び株式会社大都商會との間で、本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本新株予約権に係る第三者割当契約において、以下の内容につき合意する予定です。 ① 本新株予約権について、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使する

	<p>ことができること。</p> <p>② 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。</p>
--	--

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達のための主な目的

当社は、1925年に西洋文化の玄関口であった神戸に発祥し、欧州のスタイルを取り入れた独自のベビー服は和装が中心であった当時において消費者の支持を集めるところとなり、その後もベビードレスやニット素材の使用など独創性の高い商品を全国展開で販売し、企業としての基盤を築いていきました。今日まで独自性ともものづくりに対するこだわりを受け継ぎ、一貫して自社オリジナル企画・デザインによる製品を提供してまいりました。現在は、主に総合スーパーにおけるインショップ業態である Baby Plaza 及び BOBSON (注) 並びに直営店 256 店舗を全国に展開し (2019 年 3 月現在)、またネット通販による消費者への販売、専門店に向けた卸販売を行っております。

しかしながら、昨今のベビー・子供アパレル業界を取り巻く環境は、少子化による市場規模の縮小、根強い消費者の価格志向などの影響により非常に厳しい状況が続いており、当社は、2016 年 3 月期以降継続して営業損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。

2019 年 3 月期においては、①固定費削減と製造原価率の改善を軸とする「構造改革」、②今後成長を期すべき業態を絞り込む「成長業態の選択」、③利益率の高い業態開発による「新たな利益の付加」の3つを基本方針とする「黒字化計画」を策定し、赤字半減を目指して諸策に取り組んでまいりました。

期中には、2018 年 7 月 6 日付「第三者割当による新株式の発行、第 11 回乃至第 13 回新株予約権の発行及び資金使途の変更並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表のとおり、本業及び新規事業に必要な資金調達を目的として、株式会社レゾンディレクション (以下、「レゾンディレクション」といいます。) を割当先とした第三者割当増資を実施し、それに伴いレゾンディレクションが当社の筆頭株主となりました。

レゾンディレクションの出資目的は、これまでに培った事業再生のノウハウを活かして、当社の経営再建と中期的な成長にともに取り組んでいくことにより当社の企業価値を高めることにあります。しかしながら、「黒字化計画」に掲げた、固定費削減、在庫消化は進んだものの、粗利率改善、ネット通販・BOBSON ショップの売上伸長、テナント出店による新たな利益の付加についてはいずれも計画未達であり、2019 年 3 月期においては、6 億 22 百万円の営業損失及び 6 億 54 百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、4 期連続の損失計上となる誠に遺憾な結果となりました。さらに、それに伴って、3 億 99 百万円のマイナスの営業キャッシュ・フローを計上することとなり、当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

このような状況を打破し経営再建を果たしていくために 2019 年 1 月 18 日付「社長人事及び代表取締役の異動に関するお知らせ」において公表のとおり、経営体制の刷新と強化を図るべく、同日開催の取締役会において、レゾンディレクションの代表者である清川浩志氏を新社長とする人事を決定いたしました。

2019 年 3 月には、新体制のもと新たな経営再建計画である「事業計画 2019-2020」を策定いたしました。事業計画の策定と実行にあたり、全社員が行動の指針とすべきコア・バリュー (中核的価値観) として、“Speed”、“Change”、“Innovation” の3つを掲げ、これを全社で共有しております。事業計画推進の原動力として、特に「スピード」を重視することを日々徹底しながら、黒字化の達成に向け全員で邁進してまいります。

事業戦略については、「短期戦略」と「中期戦略」を同時に実行することで、早期の黒字化の実現と将来の成長を目指してまいります。事業戦略の骨子は以下のとおりです。

A 着手済みの短期戦略（2019年4月までに体制整備完了）

① 店舗運営体制の改革

本社からのダイレクトな店舗運営、双方向の情報共有、きめ細かな店舗フォロー、スピード感ある実行により、「売れる店づくり」に取り組み、売上拡大を目指してまいります。

2019年4月より、新たな体制にて1週間サイクルで施策の実行と成果の検証を繰り返しながら売上拡大に向けた店舗運営を行っております。2020年3月期第1四半期における店舗売上は、4月の低気温による落ち込みが大きく累計では低調な結果であったものの、足元では回復基調にあり、今後も継続して店舗の売上増に努めてまいります。

② 組織構造の改革

2019年2月に階層的な組織を排し、フラットかつダイレクトな組織構造へと改革を実施し、意思決定の迅速化と生産性の向上を図り、経営再建の基盤といたします。

組織構造の改革とともに会議体系の見直しも図り、フラットな組織と部門横断的なプロジェクト会議の組み合わせにより、効率的な情報共有と迅速な意思決定を図っております。

③ 経費削減

エリアマネージャー体制の見直し、店舗採算管理の強化、費用対効果の検証の徹底等により、大幅な経費削減を実施いたします。

2020年3月期第1四半期においては、エリアマネージャー体制の見直しによる削減、本社家賃の削減に成果があり、既存アパレル事業の販売費及び一般管理費は、前年同期比2.4%減となっております。

B 2019年度短期戦略

① ブランド・リニューアル

まず、日本製の新生児ブランド「愛情設計」について、よりスタイリッシュでライフスタイル提案型のブランドへと全面リニューアルを実施し、新生児ブランドとしての確固たる地位を構築してまいります。また、トレンド性を重視した洗練されたアイテムを買い求めやすい価格で提案する新ブランドを2019年9月に立ち上げ、新たな顧客層の拡大により売上増を目指します。

愛情設計及び新ブランドともに、2019年9月に立ち上げ予定であり、当第2四半期以降の売上拡大につなげてまいります。

② 粗利率の向上

生産管理体制の強化や生産拠点の見直し等の施策により原価率の低減を図るとともに、プロパー販売の向上に努め、粗利率の向上を実現させてまいります。

2020年3月期第1四半期における売上総利益率は前年同期と比べ0.3ポイント減となりましたが、これは中西株式会社の子会社化により、相対的に粗利率の低い卸販売の割合が高まったことによるものであり、既存アパレル事業の売上総利益率は、前年同期に対し3.2ポイントの改善となりました。

③ 会員数の増加

WebサイトやSNSなどを活用して顧客との接点を増やし、リアル店舗とECの連携によって、会員数の増加を図り、売上拡大につなげてまいります。

2020年3月期第1四半期においては、Baby PlazaにおいてSNSの活用を開始するとともに、会員の獲得に注力してまいりました。今後も継続して会員獲得に努め、売上増につなげてまいります。

C 中期戦略

① M&A戦略

2019年3月8日に公表のとおり、2019年3月にベビー・子供服飾雑貨メーカーの中西株式会社を買収し、現在、シナジーの最大化に向けて取り組んでおりますが、今後も、同業他社とのシナジーと異業種への展開を視野に入れ、アパレル関連、子ども関連やファミリーをターゲットとする事業等のM

&Aによる成長機会を追求していきます。

② ウェアラブルIoT事業

現在、バイタルデータから独自のアルゴリズムで園児の体調を可視化した「園児見守りソリューション」の開発に取り組んでおりますが、安全・安心についての関心が高まる中、全国の保育所に展開し、保育所の安全性と保育の質の向上に貢献していきたいと考えております。

③ 海外戦略

これまでもパートナーとの協業により海外における販路開拓・拡大に挑戦してきましたが、成果を収めるには至っておりません。しかしながら、少子化による国内市場の縮小が避けられない状況下で、海外での事業展開は、将来の成長のためには重要であると考えており、今後、海外パートナー・シッポの再構築を目指してまいります。

以上の取り組みにより、2020年3月期の黒字化と今後の成長を実現させるべく鋭意努力してまいり所存であります。

しかしながら、これらの事業戦略については、いずれも現在実行の途上の段階にあり、直ちに大きなキャッシュ・フローを生み出すことは現実的には困難であります。今後、これまでにないスピード感をもって戦略を着実に実行することにより早期の収益改善に努めてまいります。目下の当社の現況を踏まえると、ブランド・リニューアル及び新ブランド導入を含む当面の仕入資金を手元資金から捻出することは難しく、新たな資金調達必要性が生じております。

また、ウェアラブルIoT技術による園児見守りソリューションについては、2019年6月に開催された「保育博2019」においても非常に高い関心が得られたところでありますが、年内の販売開始に向けてウェア及びトランスミッター等の器材の仕入資金が必要となります。

さらに、中期的な事業戦略として掲げているとおり、少子化による国内ベビー・子供市場の縮小が避けられない状況下で本業に関連する分野でのM&Aや新規事業は、将来の成長のための重要戦略であり、引き続き本業に関連する事業等のM&Aによる成長機会を追求していきます。

以上のとおり、新たな資金調達の必要性が生じており、当社の現況に鑑み資本性の資金調達が妥当であると判断し、新株式の引受け先を模索してきましたが、当社代表取締役である清川浩志氏が、自身で新株式を引き受けたいとの意向を示され、検討の結果、同氏に新株式及び新株予約権を割当てることといたしました。

また、当社第2位の株主である大都長江投資事業有限責任組合の関連である株式会社大都商会（以下、「大都商会」といいます。）も増資引き受けにより当社を支援したいとの意向を示していただいたことから、同社を割当先として新株予約権を発行することといたしました。

(注) Baby Plaza：新生児・ベビー向けを中心としたミックス・ブランド型の総合スーパー等における売場内ショップ。

BOBSON ショップ：トドラー（3～7歳児）向けを主体としたBOBSONブランドの総合スーパーにおける売場内ショップ。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達方法は、既存株主の利益に配慮しながら、当面の必要資金を確実に調達し、前記の事業戦略の実行と経営再建を確かなものとするとともに、中長期的な成長戦略であるウェアラブルIoT事業やM&Aに必要な資金を充足し企業価値の向上を目指していくという点で現時点における最適な選択であると判断いたしました。

(本新株予約権の特徴)

- ① 本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は4,837,000株です。
- ② 本新株予約権の行使価額は固定されており、将来の株価変動によって行使価額が変動することはありません。
- ③ 割当予定先は、2019年9月14日から2021年8月13日までの間に行使をする場合には、当社から本新株予約権の行使の許可(以下、「行使許可」といいます。)を取得することにより、当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間(以下、「行使許可期間」といいます。)内において、本新株予約権を行使することができます。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。
- ④ 本新株予約権の行使許可期間は、40取引日以内とします。
- ⑤ 本新株予約権に係る行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な当該新株予約権が存在している場合は、行使申請はできません。
- ⑥ 割当予定先は、2021年8月14日以降は、行使許可を要せず、自らの判断で本新株予約権の行使を行うことができます。
- ⑦ 本新株予約権の行使期間は、割当日の翌日以降2年間であります。

(本新株予約権のメリット)

- ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと
本新株予約権の目的となる株式の総数は4,837,000株と固定されており、最大交付株式数が限定されております。
- ② 株価への影響の軽減を図っていること
本新株予約権の行使価額は現状の株価と同水準に設定されています。これにより段階的に分散して行使がなされることが想定されるため、株価への影響の軽減が図られると考えております。
- ③ 当社が適正と考える株価水準での資金調達を図れること
本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、当社が、株価水準が思わしくないとする場合には行使不許可とすることができる一方、株価水準が適正と考えられる場合に行使許可とすることで、当社が望ましいと考える株価水準で資金調達を行うことができます。
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を2020年3月14日以降いつでも取得することができる旨を、本届出書の効力発生後、払込期日までに締結予定である第14回新株予約権の第三者割当契約において合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

(本新株予約権の主な留意事項)

- ① 本新株予約権の行使価額は固定されており、株価が行使価額を上回らない場合、資金調達ができない可能性があります。
- ② 当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 金融機関からの借入れ
金融機関からの借入れによる資金調達については、当社の現在の財務状況に鑑み困難性が高いと考え

られ、また、調達金額が負債となり、負債比率が上昇し、財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

② 公募増資

公募増資は有力な資金調達手段ではありますが、現在の当社の財務状況を鑑みると現実的ではないと判断し、資金調達の候補からは除外いたしました。

③ 転換社債型新株予約権付社債

金融機関からの借入れと同様に当社の財務状況に鑑み困難性が高いと考えられ、また、調達金額が当初負債に計上されるため、転換行使が進まない場合には継続的な財務健全性の低下が見込まれるため、現状の当社の財務状況等に鑑み、望ましくないと判断いたしました。

④ 第三者割当による全量新株式の発行

第三者割当により本新株式発行及び本新株予約権の全株式を発行する場合、一時に資金調達を可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	354,958,480円
内訳	
本新株式発行による調達額	199,981,000円
本新株予約権の発行による調達額	5,030,480円
本新株予約権の行使による調達額	149,947,000円
発行諸費用の概算額	7,400,000円
差引手取概算額	347,558,480円

- (注)
- 1 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使による調達額及び発行諸費用の概算額は減少いたします。
 - 2 発行諸費用の概算額は、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用及び株式事務手数料の合計です。
 - 3 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

【2018年7月23日払込の第三者割当増資の資金の充当状況】

当社は、2018年7月23日を払込期日として、レゾンディレクションを割当先として新株式（以下、「前期新株式発行」といいます。）及び第11回乃至第13回新株予約権（以下、「現新株予約権」といいます。）を発行し、新株式発行により4億81百万円、現新株予約権の発行により6百万円、総額4億87百万円の資金を調達しております。その資金使途の内訳と現時点の充当状況は下記のとおりです。

なお、現新株予約権の発行総数93,000個につきましては、現時点ではその全てが未行使であります。

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期	現時点の支出額
①企業主導型保育事業の設備資金	140百万円	2019年1月～2021年5月	—百万円
②本業の仕入資金	250百万円	2018年8月～2018年11月	390百万円

③新テナントショップの出店資金	97 百万円	2018 年 7 月～2020 年 5 月	32 百万円
④本業関連分野でのM&A (注)	－百万円	2020 年 4 月～2023 年 12 月	65 百万円
合計	487 百万円		487 百万円

(注) 2018 年 7 月 6 日に開示いたしました「第三者割当による新株式の発行、第 11 回乃至第 13 回新株予約権の発行及び資金使途の変更並びに主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載した 2018 年 7 月 23 日払込の第三者割当増資により調達する資金の使途は、上表の①～③のみであり、④については現新株予約権の行使により調達する資金を充当する予定でしたが、現新株予約権は現在未行使であり、前倒しして支出したため上表に追加して記載しております。

企業主導型保育事業については、2019 年 4 月の開園に向け神戸市内で候補先の物件探索を行ってまいりましたが、立地、面積、地価の点で保育所の運営に適した物件を選定することができず、現時点での支出はありません。昨年時点の計画では、2021 年 5 月までに 10 園の開設を目指しておりましたが、かかる状況から現状は 1 園の開設に留まっております。今後も、子育て応援企業として保育サービスの充実を目指して保育所の選定を継続してまいります。

なお、今後開設する保育所の設備について、現新株予約権の行使により調達する資金を充当し、不足する場合は自己資金を充当する予定です。

一方、前記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」に記載のとおり、2019 年 3 月期の赤字幅拡大、それに伴う営業キャッシュ・フローの大幅なマイナスの状況を受けて、本業の仕入資金については当初支出予定額より大幅に増額せざるを得ない状況に陥ったことから、3 億 90 百万円をアパレル事業の仕入資金に充当しております。

新テナントショップにつきましては、2019 年 3 月期に出店資金として 32 百万円を充当し、7 店舗の出店を実施いたしました。しかしながら、各店舗の販売は、当初の見込みを下回る状況であり、当面は新規出店を見合わせ、既設店舗の売上引上げに注力し、2021 年 3 月期以降の新規出店再開を目指してまいります。

また、2019 年 3 月 8 日に公表のとおり、当社は、ベビー・子供向け服飾雑貨のメーカーである中西株式会社全株式を取得いたしました。その取得関連費用として 33 百万円を支出しております。

加えて、本業関連分野として、ウェアラブル IoT による「園児見守りソリューション」の事業化に向けて乳幼児向けのアルゴリズム、アプリ等の開発費用として 32 百万円を充当いたしました。

これらの本業関連分野への支出については、現新株予約権の行使により調達する資金を充当する予定でありましたが、前倒しして前期新株式発行資金より充当したものであります。

【本新株式発行及び本新株予約権発行により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
① 本業の仕入資金	200 百万円	2019 年 8 月～2019 年 11 月
合計	200 百万円	

① 本業の仕入資金について

本業アパレル事業においては、春夏物に比べ秋冬物の仕入額が大きく（秋冬物の仕入額は春夏物に対し概ね 1.5 倍）、例年 8 月から 11 月にかけて仕入資金の支出が先行することから、本新株式発行により調達する資金をブランド・リニューアル及び新ブランドの立ち上げを含む当秋冬物の仕入資金に充当いた

します。

本来であれば、当期秋冬物仕入資金については、前期新株式発行による調達資金のうち、前期秋冬物仕入に充当された2億50百万円を販売により回収し、2019年8月から11月にかけて2～3億円を当期秋冬物仕入資金に再投入する予定でありました。

しかしながら、前掲のとおり、2019年3月期の当社業績は、6億22百万円の営業損失、6億54百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、赤字幅が拡大・4期連続の損失計上となる非常に厳しい結果となりました。それに伴い営業キャッシュ・フローは3億99百万円のマイナスとなっております。その結果、前期の秋冬物販売による回収資金を当期秋冬物仕入資金に充当することが困難な状況となったことから、本新株式発行により調達する資金を当秋冬物の仕入資金に充当するものであります。

目下、「事業計画2019-2020」に掲げた戦略実行により、業績改善に取り組んでいるところであり、それに伴って営業キャッシュ・フローの大幅な改善を目指していることから、仕入資金として本新株式発行により調達する2億円を充当することといたしました。

これにより、ブランド・リニューアル及び新ブランドの立ち上げを含め、戦略実行をより確かなものとしながら本業の業績回復と全社の経営再建に鋭意取り組んでまいり所存であります。

【本新株予約権の行使により調達する資金の使途】

具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
② ウェアラブルIoT事業の仕入資金	100百万円	2019年10月～2019年12月
③ 本業関連分野でのM&A、新規事業	47百万円	2020年1月～2021年12月
合計	147百万円	

当社は、上記表中に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は当社株式の株価動向及び新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。なお、上記の使途については、②、③の順番で充当することを予定しておりますが、調達額が下回った場合には、③の使途で調整することを想定しております。また、本新株予約権の行使が全くなされない場合、②については自己資金を充当することを想定しております。

② ウェアラブルIoT事業の仕入資金について

2019年1月15日に公表いたしました「ウェアラブルIoT事業」については、現在、バイタルデータから独自のアルゴリズムで園児の体調を可視化した「園児見守りソリューション」の開発に取り組んでおりますが、安全・安心についての関心が高まる中、全国の保育所に展開し、保育所の安全性と保育の質の向上に貢献してまいりたいと考えております。

ウェアラブルの強みとして、園児の見守りが終日可能であり、3つのセンサーにより園児の体調変化を未然に察知することにより事故防止につながる国内初のソリューションとして年内の販売開始を目指しております。

事業開始当初に必要なセット数のウェア及びトランスミッター等の器材の仕入資金として1億円を充当する予定です。

③ 本業関連分野でのM&A、新規事業

少子化の影響で国内子供服市場は縮小が見込まれる等、当業界は今後も厳しい環境が続くものと予想されますが、そのような環境下で持続的な成長を実現させ、企業価値及び魅力を向上させるために、本業の建て直しとともに中長期的な事業領域の拡大が必要であると考えております。

当社は、ウェアラブルIoT技術を活用した「園児見守りソリューション」の開発やベビー・子供向け服飾雑貨メーカーである中西株式会社のM&Aなど、事業領域の拡大、業容拡大に挑戦しておりますが、今後も、アパレル関連、子ども関連やファミリーをターゲットとする事業等のM&A、新規事業による成長機会を追求していきたいと考えております。

現時点で具体的な案件が確定しているものではありませんが、M&Aの対象は、既存事業とのシナジーにより価値を生み出すことを基本とし、アパレル関連又はベビー・子供に関連する分野において対象先を選定してまいります。また、技術力、市場における地位や独自の経営資源等の優位性等を考慮しながら候補先について広く検討してまいりたいと考えております。投資規模については、現時点で確定できるものではありませんが、最大で数千万円規模を目途として検討を進めてまいります。なお、今後案件が確定した場合においては、適時適切に開示を行います。

新規事業についても同様に既存事業との相乗効果が期待できることを前提に、アパレル関連又はベビー・子供に関連する分野での事業領域拡大の可能性を模索してまいります。

なお、上記①～③については実際に支出するまでの間は、安全性の高い預金口座にて運用・管理していく予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株式発行及び本新株予約権により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、当該資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

① 本新株式発行

割当予定先と交渉した結果、本新株式の発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日（2019年8月26日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値31円を基準とし、1株につき31円といたしました。

当該発行価額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である33.95円に対しては（8.69%のディスカウント）、直前3ヶ月間の終値の平均値である36.28円に対しては（14.55%のディスカウント）、直前6ヶ月間の終値の平均値である34.00円に対しては（8.82%のディスカウント）となります。

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員（うち社外監査役2名）から、本新株式の発行価額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適

法である旨の意見を得ております。

② 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関であるトラスティーズ・アドバイザー株式会社（東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号山王パークタワー 5 階 代表者寺田芳彦）（以下「トラスティーズ・アドバイザー」といいます。）に依頼しました。トラスティーズ・アドバイザーは、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本第三者割当契約に定められたその他の諸条件を相対的かつ適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、トラスティーズ・アドバイザーは、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、配当利回り、割引率、当社株式の流動性等について一定の前提を置いた上で、割当予定先の権利行使行動に関する一定の前提条件（割当予定先から行使許可申請がなされた場合には、希薄化を抑えつつ行使を促進するため一定の範囲内で行使を許可することを含みます。）を設定しています。また、新株予約権行使による株式処分コストについて、当社株式を市場で処分する場合に生じる株価下落リスクを加味しており、また、新株予約権の発行時の株価への影響度を他社の新株予約権の発行事例に関する検討等を通じて合理的と見積もられる一定の水準を想定して評価を実施しています。

当社は、トラスティーズ・アドバイザーが上記前提を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権の 1 個の発行価額を当該評価額と同額の 104 円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前営業日（2019 年 8 月 26 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 31 円を参考として 31 円としました。

本新株予約権の払込金額及の決定にあたっては、トラスティーズ・アドバイザーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて評価額を算定していることから、トラスティーズ・アドバイザーの算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が当該評価額で決定されているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役 3 名全員（うち社外監査役 2 名）から、本新株予約権の発行価額は、上記算定根拠に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第三者割当により発行される株式数は 6,451,000 株（議決権数は 64,510 個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数 111,009,310 株に対する比率は 5.8%、発行決議日現在の当社議決権総数 1,109,789 個に対する比率は 5.8%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は 4,837,000 株（議決権数は 48,370 個）で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は 4.4%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は 4.4%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で 10.2%であります。

また、後記「6. 割当先の選定理由等（3）割当予定先の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は、本新株発行により取得した当社株式 6,451,000 株については、長期的に保有する意向であり、本新株発行による株式数の増加が市場の流動性に影響を与える可能性は低いものと考えております。

もとより、当社が、当面必要となる資金を調達し「事業計画 2019-2020」の着実な実行により経営再建を果たしていくこと、本新株予約権の行使により調達する資金によりウェアラブルIoT事業を軌道に乗せること、M&Aにより業容を拡大し中長期的な成長を実現していくことは、既存株主の利益に資するものであり、今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 清川浩志氏

(1) 氏名	清川浩志
(2) 住所	兵庫県神戸市東灘区
(3) 職業の内容	株式会社レゾンディレクション 代表取締役 株式会社キムラタン 代表取締役
(4) 上場会社と当該個人との関係	清川浩志氏は、当社の筆頭株主である株式会社レゾンディレクションの代表者であり、当社代表取締役であります。

(注) 当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書入手しております。当社においても、割当予定先及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係性を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ（東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次）に調査を依頼しました。その結果、反社会的勢力との関係性が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

② 株式会社大都商会

(1) 商号	株式会社大都商会
(2) 本店所在地	東京都豊島区北大塚3丁目34番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 鄧明輝
(4) 事業内容	プラスチック再生コンパウンド事業、プラスチック樹脂販売事業
(5) 資本金の額	50百万円
(6) 設立年月日	1992年4月7日
(7) 発行済株式数	1,000株
(8) 決算期	12月31日
(9) 従業員数	19人
(10) 主要取引先	上海大都五金プラスチック製品有限公司、青島大都五金プラスチック有限公司
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行
(12) 大株主及び持株比率	鄧明輝 98.0%
(13) 当社との関係等	
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。なお、株式会社大都商会の代表者鄧明輝氏は、当社第2位の株主である大都長江投資事業有限責任組合の業務執行組合員である日本長江投資株式会社の代表取締役を兼職しております。

	人 的 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。		
	取 引 関 係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (単体)				
決算期		2016年12月期	2017年12月期	2018年12月期
純資産		198,626	172,927	202,869
総資産		1,300,855	717,001	753,947
1株当たり純資産 (円)		198,626	172,927	202,869
売上高		622,913	330,682	343,498
営業利益		△91,172	△30,833	1,481
経常利益		△78,970	△32,470	3,211
当期純利益		4,160	△25,699	29,941
1株当たり当期純利益 (円)		4,160	△25,699	29,941
1株当たり配当金 (円)		—	—	—

(単位：千円。特記しているものを除く。)

(注) 当社は、割当予定先より割当予定先が反社会的勢力と一切関わりがない旨の確約書入手しております。当社においても、割当予定先及びその役員が、反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2-8-11 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼しました。その結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。以上のことから、当社は割当予定先が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① 清川浩志氏

割当予定先である清川浩志氏は、当社の筆頭株主である株式会社レゾンディレクションの代表者であるとともに、当社の代表取締役社長であります。昨今の経営環境は依然として厳しい状況にありますが、代表取締役である清川浩志氏が自ら資金を投じ、当社経営再建と将来の企業価値の向上を果たしていくという強い決意から本新株式及び本新株予約権の引き受けを申し出られたものであり、当社が同氏を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資するものであり適切であると判断いたしました。

② 大都商会

割当予定先である大都商会の代表者鄧明輝氏は、当社第2位の株主である大都長江投資事業有限責任組合の業務執行組合員である日本長江投資株式会社の代表取締役を兼職しておりますが、鄧明輝氏より当社経営再建と将来の企業価値の向上に貢献したいとの意思表示を受けたものであり、当社が同社を割当予定先として選定することは、当社企業価値の向上に資するところであり適切であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

① 清川浩志氏

割当予定先からは、本新株発行により割当てる株式の保有方針について、長期に保有する意向であることを口頭で確認しております。

他方、本新株予約権の行使により交付を受ける株式については、当社株式の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場において適宜売却したいとの考えであることを口頭で確認しております。また、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。

ただし、売却は、四半期及び年度の決算発表後の一定期間に限り、かつ、その他の未公表のインサイダー情報が存在しないこと、必要な社内手続きが完了していることを条件といたします。

なお、当社は、割当予定先との間において、割当予定先が本新株式について払込期日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であり、内諾を得ております。

② 大都商会

割当予定先からは、本新株予約権の行使により交付を受ける株式については、当社株式の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら、市場において適宜売却したいとの考えであることを口頭で確認しております。また、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

① 清川浩志氏

当社は、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金について、清川浩志氏より、手元保有の自己資金並びに清川氏自身が経営する会社からの貸付金の返済資金を充当する旨を確認しております。

なお、当該会社は、上記借入金の返済原資として清川氏自身が経営する別の会社から借入れを行っています。また、清川氏自身が経営する別の会社は金融機関から融資を受け（清川氏が連帯保証並びに清川氏及びその母親名義の不動産の担保提供を行っています）、当該融資金を当該会社に対し貸付けております。これらの資金の流れ等につきましては、金銭消費貸借契約書及び預金通帳の写しにより確認しております。

したがって、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の確実性に問題はないものと判断しております。

② 大都商会

当社は、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金について、割当予定先より割当予定先の取引金融機関が発行した2019年8月5日を基準日とする預金残高証明書の提示及び口頭で自己資金である旨の説明を受け、割当予定先が払込みに十分な資金を保有していることを確認いたしております。したがって、本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使の確実性に問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

7. 大株主及び持株比率

募集前（2019年3月31日現在）		募集後（本新株予約権の行使により交付される株式を考慮した場合）	
株式会社レゾンディレクション	13.24%	株式会社レゾンディレクション	12.02%
大都長江投資事業有限責任組合	9.01%	大都長江投資事業有限責任組合	8.18%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.71%	清川 浩志	7.91%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.69%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1.55%
株式会社アースプラン	0.84%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1.54%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	0.78%	株式会社大都商会	1.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	0.77%	株式会社アースプラン	0.76%
株式会社ウィンフィールド	0.68%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1）	0.71%
御所野 侃	0.66%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	0.70%
有限会社協和商事	0.65%	株式会社ウィンフィールド	0.61%

(注) 1 2019年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 募集後の大株主及び持株比率は、本新株式 6,451,000 株が発行され、かつ、本新株予約権の全てが行使（交付株式数は 4,837,000 株）された後の数を記載しております。

3 今回の割当予定先以外の株主の持株比率については、2019年3月31日現在の所有株式数から変更がないとの前提で計算したものであります。

4 今回発行される本新株予約権は、行使されるまでは潜在株式数として割当予定先に保有されます。今後、割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、持株比率の状況が変動いたします。

5 本新株式 6,451,000 株が発行された時点（本新株予約権の行使がなされず、潜在株式として割当予定先が保有している時点）での割当予定先清川浩志氏の持株比率は 5.49% となります。

8. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式発行及び本新株予約権の行使により増加する議決権の数は 112,880 個) で、発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の 25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続は要しません。

9. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
売上高	4,199,140	4,325,190	4,042,615
営業損失（△）	△293,409	△387,719	△622,031
経常損失（△）	△320,441	△424,655	△639,451
親会社株主に帰属する 当期純損失（△）	△327,385	△469,822	△654,402
1株当たり当期純利益（円）	△3.68	△5.11	△6.15
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	14.7	12.7	9.5

（単位：千円。特記しているものを除く。）

（注） 当社は、2017年10月1日を効力発生日として10株に1株の割合で株式併合を行いました。2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を記載しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（発行決議日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	111,009,310株	100.0%
潜在株式数	9,300,000株	8.4%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期
始値	70円	70円	44円
高値	80円	80円	45円
安値	60円	42円	19円
終値	70円	44円	27円

（注） 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 当社は、2017年10月1日を効力発生日として10株につき1株の割合で株式併合を行いました。2017年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、各株価を記載しております。

② 最近6ヶ月間の状況

	2019年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	24円	24円	27円	36円	35円	39円
高値	25円	28円	49円	39円	42円	41円
安値	21円	24円	27円	31円	33円	36円
終値	24円	27円	37円	35円	39円	37円

（注） 1 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

③ 発行決議日前取引日における株価

	2019年8月26日
始 値	33 円
高 値	33 円
安 値	31 円
終 値	31 円

(注) 各株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株予約権の発行 (第8回～第10回新株予約権)

払込期日	2017年10月23日
発行時における調達予定資金の額	1,469,020,000円 (差引手取概算額)
発行価額	総額15,520,000円 (第8回新株予約権1個につき38円、第9回新株予約権1個につき70円、第10回新株予約権1個につき104円)
募集時における発行済株式数	89,009,310株
当該募集による潜在株式数	22,000,000株 第8回新株予約権：6,000,000株 第9回新株予約権：10,000,000株 第10回新株予約権：6,000,000株
現時点における行使状況 (交付株式数)	73,000個 (7,300,000株) 第8回新株予約権：60,000個 (6,000,000株) 第9回新株予約権：13,000個 (1,300,000株) 第10回新株予約権：0個 (0株) 未行使の新株予約権 (第9回新株予約権：87,000個、第10回新株予約権：60,000個) の全部について、当社は2018年7月23日付で取得・消却しております。
割当先	クレディ・スイス証券株式会社
調達資金の額	396,520,000円 (差引手取額：382,662,752円)
発行時における当初の資金用途	① 物流パートナーが運営する中国物流倉庫建設への出資 ② 企業主導型保育園への事業進出 ③ 本業の仕入資金 ④ 本業関連分野でのM&A
発行時における支出予定時期	① 2017年12月～2019年12月 ② 2018年1月～2020年9月 ③ 2017年10月～2018年11月 ④ 2018年1月～2019年12月
現時点における充当状況	企業主導型保育園の設備資金として45百万円、本業の仕入資金として1億25百万円、借入金の返済資金として2億円、新株予約権の取得資金として12百万円を充当しました。

・第三者割当増資及び新株予約権の発行 (第11回～第13回新株予約権)
第三者割当増資

払込期日	2018年7月23日
発行価額	普通株式1株につき33円
募集時における発行済株式数	普通株式96,309,310株
当該募集による発行株式数	普通株式14,700,000株
募集後における発行済株式総数	普通株式111,009,310株
割当先	株式会社レゾンディレクション

新株予約権の発行

払込期日	2018年7月23日
新株予約権の総数	93,000個 第11回新株予約権：43,000個 第12回新株予約権：30,000個 第13回新株予約権：20,000個
発行価額	総額9,269,000円（第11回新株予約権1個につき183円、第12回新株予約権1個につき42円、第13回新株予約権1個につき7円）
割当先	株式会社レゾンディレクション

第三者割当増資及び新株予約権発行により調達した資金の充当状況

調達資金の額	494,369,000円（差引手取額：487,569,000円）
発行時における当初の資金使途	① 企業主導型保育事業の設備資金 ② 本業の仕入れ資金 ③ 新テナントショップの出店資金
発行時における支出予定時期	① 2019年1月～2021年5月 ② 2018年8月～2018年11月 ③ 2018年7月～2020年5月
現時点における充当状況	本業の仕入資金として3億90百万円、新テナントショップの出店資金として32百万円、本業関連分野としてのウェアラブルIoT技術を活用した「園児見守りソリューション」の開発費として32百万円、中西株式会社の株式取得費用として33百万円を充当しました。

・新株予約権（第11回～第13回新株予約権）行使により調達した資金の充当状況

払込期日	2018年7月23日
発行時における調達予定資金の額	568,500,000円（差引手取概算額：563,000,000円）
募集時における発行済株式数	96,309,310株
当該募集による潜在株式数	9,300,000株 第11回新株予約権：4,300,000株 第12回新株予約権：3,000,000株 第13回新株予約権：2,000,000株
行使価額	第11回新株予約権：45円 第12回新株予約権：65円 第13回新株予約権：90円
現時点における行使状況 （交付株式数）	0個（0株）

割当先	株式会社レゾンディレクション
調達資金の額	－円（差引手取額：－円）
発行時における当初の資金使途	① 企業主導型保育事業の設備資金 ④ 本業関連分野でのM&A
発行時における支出予定時期	① 2021年1月～2021年5月 ⑤ 2020年4月～2023年12月
現時点における充当状況	－

以上

(別紙)

募集株式

発 行 要 項

1. 募集株式の種類及び数
普通株式 6,451,000 株
2. 募集株式の払込金額
1 株につき 31 円
3. 払込金額の総額
199,981,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金の額
増加する資本金の額：99,990,500 円
増加する資本準備金の額：99,990,500 円
5. 申込期日
2019 年 9 月 13 日
6. 払込期日
2019 年 9 月 13 日
7. 募集の方法
第三者割当の方法による。
8. 割当予定先及び割当株式数
清川浩志 6,451,000 株
9. 払込取扱場所
山陰合同銀行 神戸支店
10. その他
本株式の発行については各種法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

株式会社キムラタン

14回新株予約権

発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社キムラタン第14回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2019年9月13日

3. 割当日

2019年9月13日

4. 払込期日

2019年9月13日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、清川浩志に32,250個、株式会社大都商會に16,120個の本新株予約権を割当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式4,837,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする）。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

48,370個

8. 各本新株予約権の払込金額

金5,030,480円（本新株予約権の目的である株式1株当たり104円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」

という。)は、31円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{r} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{既発行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{r} \text{新発行} \cdot \\ \text{処分株式数} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{1株当たりの} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{既発行株式数} \\ \text{+} \\ \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \end{array}} \times \begin{array}{r} \text{時価} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。)の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにかこれを行う。
11. 本新株予約権を行使することができる期間
2019年9月14日から2021年9月13日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
14. 契約上の地位の譲渡
割当先は、本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者はかかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本契約中の「割当先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本条に基づく割当先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後のすべての譲受人に承継されるものとする。

15. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2020年3月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり104円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり104円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第11項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を金104円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとする。

20. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

21. 払込取扱場所

株式会社山陰合同銀行 神戸支店

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。